【様式6】

公共残土用

建設発生土処理業務要綱

①　土砂の搬入に当たり、あらかじめ前もって予約を入れること。受付及び変更は午後５時までに連絡すること。

　受入休業日は日曜日、夏季休暇、年末年始休暇とする。

②　土砂の受け入れ時間は、午前8時から午後5時(現地必着)とする。

③　土砂搬入時には、残土受入伝票と1台につき必ず1枚の土砂搬入チケットを受付に提出すること。(土砂搬入券の日付、社名、工事名、車輌番号、運転手名全て記入のこと)

④　決められた搬出先以外の残土の搬入はできない。

⑤　弱土(コーン指数300KN/㎡未満)、最大径30cmを超えるもの及び産業廃棄物の持ち込みは行わないこと。また、セメント系改良土の受け入れはできない。（石灰改良土は事前協議のこと。）

⑥　場内は、監督の指示に従うこと。

⑦　場内は全て徐行運転を行うこと。

⑧　場内の運行に当たり、工事車輌が優先となり、残土の搬入車輌の事故等の責任については搬入業者の責任となる。

⑨　搬入業者は運搬業者及び運転手に対し、安全運転教育を徹底すること。

⑩　公道を走る全ての車輌に於いて、地元の住民に配慮し安全運転を心がけ走行し、入口付近での縦列駐車はしないこと。

⑪　運搬車輌は、決められた積載量を厳守すること。最初の搬入について、搬入業者又は運転手の立会いの下**全車両検収を行い㎥数の確認**をする。

⑫　天候及び事業所の状況により搬入を中止する場合は、連絡を入れること。

⑬　申込土量を超えることが予想される場合は、再度チケットを購入すること。

⑭　搬入に当たり、運搬車輌の車検証・自賠責保険証・任意保険証のコピー及び積載量記入票を提出すること。

以上のことを確認し、約束致します。

　　年　　月　　日

中央建設株式会社　　様

　　　　　　　　　　　　申込者　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞